

## 自動運航船検討会 規約

令和6年6月27日

### (名称)

第1条 本検討会は、自動運航船検討会（以下「検討会」という。）という。

### (目的)

第2条 本検討会は、年々進化するセンシング、AI等の技術を船舶の運航に活用することにより安全性の向上が期待されること、国内物流を支える内航海運の担い手確保、船員労働環境の改善、職場の魅力向上等が喫緊の課題であることを踏まえ、自動運航や遠隔監視等を商用運航において活用するための安全基準、検査の方法、乗組み体制等に関して、官民一体となった幅広い検討を行うことを目的とする。

### (構成員)

第3条 本検討会の構成員は、別紙に掲げる委員及び関係事業者・機関で構成する。

### (座長及び座長代理)

第4条 本検討会に座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。

2 座長及び座長代理は、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は、本検討会を統括する。

4 座長代理は、座長が出席できないとき又は座長に事故があるとき、その職務を代理する。

### (事務局)

第5条 本検討会の事務局は、国土交通省海事局が行う。

### (関係者からの意見聴取)

第6条 座長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

### (議事の公開)

第7条 本検討会は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

2 本検討会の資料は、特段の理由がある場合を除き、公開とする。

3 本検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

### (守秘義務)

第8条 構成員は、検討会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。